

合 意 書

私は、下記地区の建築協定書に合意するとともに、正当な権利者であることを証明する資料を添付します。
また、建築協定更新書類を作成するため、私の個人情報を提供することに同意します。
あわせて建築協定更新書類一式を神戸市に提出することにも同意します。

建築協定地区名	① 建築協定地区名	(地区) 建築協定
---------	------------------	-----------

1. 区画

地 番	② ○ - ○	区 域 図 番 号	③ ○○
-----	----------------	-----------	-------------

2. 権利者

権 利 者 の 別	④ 該当する□にレを記入してください。例：☑ ■ ☒ 土地の所有者 ☐ 建築物の所有を目的とする地上権を有する者 ☐ 建築物の所有を目的とする賃借権を有する者 ☐ 建築基準法第 77 条の規定により土地の所有者等とみなされる建築物の借主
-----------	---

※**太枠内**の項目は権利者本人が自書してください。(自書に代えて、記名+実印+印鑑証明でも可)

※複数の権利者がいる場合は、それぞれが権利者欄に記入ください。

権 利 者 ①	記入日	○○ 年 ○ 月 ○ 日
	住 所	⑤ 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
	氏 名	神戸 太郎
	特 記 事 項	⑥ 住所は本合意書に記載した住所に相違ありません。 上記の住所・氏名が登記内容と異なる場合はこちらに記入ください。(※下記記入例参照)
権 利 者 ②	記入日	年 月 日
	住 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
	氏 名	神戸 花子
	特 記 事 項	私は○年○月○日に死亡した神戸 三郎の妻であり、自ら相続することに相違ありません。 上記の住所・氏名が登記内容と異なる場合はこちらに記入ください。(※下記記入例参照)
権 利 者 ③	記入日	年 月 日
	住 所	
	氏 名	
	特 記 事 項	上記の住所・氏名が登記内容と異なる場合はこちらに記入ください。(※下記記入例参照)

※(特記事項欄 記入例) 次のような場合、権利者本人が下記の記入例を参考に自書により記入してください。

(状況例)		(記入例)
登記と合意書の住所が異なる場合	→	「住所は本合意書に記載した住所に相違ありません。」
結婚等により登記に記載されている姓が変わった場合	→	「●●から△△に姓を変更しました。」
権利者が死亡したが相続人が登記を変更していない場合	→	「私は○年○月○日に死亡した ●●の妻であり、自ら相続することに相違ありません。」
やむを得ず、権利者に代わって代筆をされる場合	→	「(代筆の理由) により自書できないため、 ●●に代わり、私、長男の○○ (○○市○区○○町○丁目○-○) が代筆することに相違ありません。」

- ❶ 建築協定地区名を正式名称で記入してください。
- ❷ 1つの区画で地番が複数に分かれている場合は、該当する地番を全て記入してください。
- ❸ 地区内で設ける通し番号です。別途提出書類の「区域図」の番号と一致させてください。
- ❹ 土地の権利の別について、あてはまるもの一つのみにチェックをいれてください。
- ❺ 土地を区分所有している場合は、「権利者②」・「権利者③」の欄に、共有者それぞれが、住所・氏名を自書してください。欄が足りない場合は2枚目をご用意ください。
(自書に代えて記名+実印+印鑑登録証明書でも可。)

〈法人所有区画の場合〉

氏名欄には、「名称」及び「代表者氏名」を記入の上、「代表者事項証明書」を添付してください。

(代表者本人が自書する場合は、「代表者事項証明書」は不要です。)

- ❻ 合意書に記入した住所・名前が、登記の内容と異なる場合等は、以下例を参考に特記を記入してください。

例1：現住所が登記に記載されている住所と異なる場合

「住所は本合意書に記載した住所に相違ありません。」

例2：結婚等により登記に記載されている姓が変わった場合

「〇〇から▲▲に姓を変更しました。」

例3：権利者が死亡したが相続人が登記を変更していない場合

「私は〇年〇月〇日に死亡した 神戸 三郎の妻（続柄を記入）であり、自ら相続することに相違ありません。」

例4：やむを得ず、権利者に代わって、権利者の親族により代筆をする場合

「（代筆の理由）により自書できないため、神戸 三郎に代わり、私、長男（続柄を記入）の神戸 太郎（〇〇市〇区〇〇町〇丁目〇-〇）が代筆することに相違ありません。」

※申請代表者（運営委員長等）は、「代筆をお願いする側・される側で意思確認されていること」を確認してください。また、これを証する「確認書」を作成・署名し、提出してください。

◆❶～❹の項目は、運営委員会等により記入することも可能です。

(パソコンを使って入力・出力したものでも構いません。)

◆権利者の「住所・氏名・特記事項」（太枠内の項目）は権利者本人による自書が必要です。